平成23事業年度

事業報告書

第9期(平成23年4月1日から平成24年3月31日)

独立行政法人平和祈念事業特別基金

独立行政法人平和祈念事業特別基金 平成23年度事業報告

国民の皆様へ

国民の皆様には、日頃から当法人の事業についてご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。 平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の事業についてご報告申し上げます。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の規定に基づき、独立行政法人平和 祈念事業特別基金(以下「基金」という。)の平成23年度の業務運営に関する計画を策定 し、事業を推進いたしました。事業成果の概略は次のとおりです。

特別給付金の支給事務は、戦後強制抑留者の請求に対し一時金たる特別給付金を支給するもので、請求受付期間は平成22年10月25日から平成24年3月31日までの期間とされています。

平成23年度における特別給付金の処理実績は、請求受付件数7,055件、認定件数12,038件となっています。

これにより、平成24年3月末までの受付累計件数は69,032件であり、認定累計件数は68,106件となっています。

今後、基金といたしましては、第2期中期計画を着実に実行し、ご期待に沿うべく業績 の向上に努力する所存でございます。

国民の皆様には、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

基本情報

1 法人の概要

(1)法人の目的

独立行政法人平和祈念事業特別基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者(いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等)の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的としております。(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(以下「基金法」という。)第4条)

(2)業務内容

当法人は、基金法第4条の目的を達成するため、以下の業務を行うこととされています。(基金法第13条)

関係者の労苦に関する資料の収集、保管及び展示

関係者の労苦に関する調査研究

関係者の労苦に関しての記録の作成・頒布、講演会等の実施等

戦後強制抑留者に係る特別給付金の支給

~ に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業

前各号の業務に附帯する業務

なお、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成22年法律第45号) 附則第4条の規定による改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律 の廃止等に関する法律(平成18年法律119号)附則第2条の2の規定により、平 成22年9月30日から特別給付金の支給業務以外の業務は行わないことになりまし た。

(3)沿革

昭和63年 7月 認可法人平和祈念事業特別基金として設立 平成15年10月 独立行政法人平和祈念事業特別基金に移行

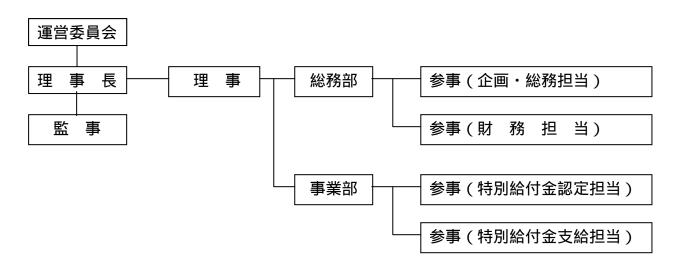
(4)設立根拠法等

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成22年法律第45号)

(5)主務大臣(主務所管課等)

総務大臣(総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室)

(6)組織図



2 事務所の住所東京都新宿区若松町19番1号 総務省第2庁舎

3 資本金の状況

(単位:百万円)

	X	分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘	要
資本金	政府出	資金	100	0	0	100		
	計	ŀ	100	0	0	100		

4 役員の状況

役 職	氏	名		任	期		経	歴
理事長	福井	健一	自	平成 22 年	8月16日	平成 19 年 6 月	岩谷住建	(株)代表取締役
			至	平成 23 年	9月30日	平成 21 年 10 月	岩谷住建	(株)相談役
			自	平成 23 年	10月 1日	平成 21 年 11 月	退任	
						平成 22 年 4月	平和祈念	事業特別基金理事就任
						平成 22 年 8月	平和祈念	事業特別基金理事退任
						平成 22 年 8月	平和祈念	事業特別基金理事長就任
理事	大西	一夫	自	平成 22 年	8月16日	昭和 52 年 4月	行政管理	庁採用
			至	平成 23 年	9月30日	平成 20 年 7月	総務省中	部管区行政評価局長
			自	平成 23 年	10月 1日	平成 22 年 8月	平和祈念	事業特別基金理事就任

					I	
監事(非	黒沢	文貴	自	平成 17 年 3 月 1 日	平成 12 年 4 月	東京女子大学現代文化学部教授
常勤)			至	平成 17年 9月30日	平成 21 年 4 月	東京女子大学現代教養学部教授
			自	平成 17 年 10 月 1日		
			至	平成 19年 9月30日		
			自	平成 19 年 10 月 1日		
			至	平成 21 年 9月30日		
			自	平成 21 年 10 月 1日		
			至	平成 23 年 9月 30 日		
			自	平成 23 年 10 月 1日		
監事(非	横堀	裕之	自	平成 20 年 10 月 1日	昭和 58 年 3 月	公認会計士・税理士事務所開設
常勤)			至	平成 21 年 9月 30 日		
			自	平成 21 年 10 月 1日		
			至	平成 23 年 9月 30 日		
			自	平成 23 年 10 月 1日		

5 常勤職員の状況

常勤職員は、平成23年度末において11人で、前年度末と比較して3人減員です。 平均年齢は、46.9歳となっています。このうち、国からの出向者は8人となっています。

簡潔に要約された財務諸表

1 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金	額
流動資産	1,607	流動負債	2	262
現金・預金	1,602	運営費交付金債務	2	229
未収収益	5	その他		34
固定資産	4,070	固定負債		15
有形固定資産	8	資産見返負債		9
無形固定資産	3	退職給付引当金		6
投資有価証券	4,059			
		法令に基づく引当金		
		特別準備金	4,1	169
		負債合計	4,4	146
		純資産の部		
		資本金		
		政府出資金	1	100
		利益剰余金	6	667
		その他有価証券評価差額金	4	463
		純資産合計	1,2	231
資産合計	5,677	負債純資産合計	5,6	677

2 損益計算書

	金 額
経常費用(A)	4,790
業務費	4,790
人件費	166
減価償却費	3
特別給付金等	4,621
経常収益(B)	565
自己収入	562
その他	3
臨時損失(C)	0
臨時利益(D)	4,228
当期総利益 (B-A+D-C)	3

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金	額
業務活動によるキャッシュ・フロー(A)		4,615
人件費支出		166
業務支出等		4,627
自己収入等		178
投資活動によるキャッシュ・フロー(B)		3,714
資金増加額(又は減少額) (C=A+B)		901
資金期首残高(D)		2,503
資金期末残高(E=C+D)		1,602

4 行政サービス実施コスト計算書

	(ナは・ロババン)
	金 額
業務費用	4,228
損益計算書上の費用	4,790
(控除) 自己収入等	562
(その他の行政サービス実施コスト)	
引当外賞与見積額	3
引当外退職給付増加見積額	9
機会費用	1
行政サービス実施コスト	4,236

財務情報

1 財務諸表の概況

(1)経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な 財務データの経年比較・分析(内容・増減理由)

(経常費用)

平成23年度の経常費用は47億9千万円と、前年度比104億1千8百万円減(68.50%減)となっております。これは、特別給付金の支給額が前年度より101億2千4百万円(69.93%減)減少したことが主な要因です。

(経常収益)

平成23年度の経常収益は5億6千5百万円と、前年度比2千7百万円減(4.52%減)となっております。これは、資本金が減少したことにより、資本金で運用している有価証券の運用収入が減少したことが主な要因です。

(当期総利益)

上記経常損益、臨時損失及び臨時利益として特別準備金戻入益42億2千8百万円を計上した結果、平成23年度の当期総利益は3百万円と、前年度比4千万円減(92.79%減)となっております。これは、運営費交付金の収益化がなくなったことが主な要因です。

(資産)

平成23年度末現在の資産合計は56億7千7百万円と、前年度比47億1千6百万円の減(45.38%減)となっております。これは、平成23年度に47億9千万円の特別給付金支給事業の経費に充当するため、現金及び預金が9億円、投資有価証券が38億8百万円減少したことが主な要因です。

(負 債)

平成23年度末現在の負債合計は44億4千6百万円と、前年度比42億3千5百万円減(48.78%減)となっております。これは、特別給付金支給事業が進捗し、特別準備金残高が42億2千8百万円減少したことが主な要因です。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 46億1千5百万円と、前年度比99億9千7百万円増(68.42%増)となっております。これは、平成22年度より始まった特別給付金の請求件数が減少したことにより平成23年度の業務経費が減少したことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の投資活動によるキャッシュ・フローは37億1千4百万円と、前年度比2億6千4百万円増(7.65%増)となっております。これは、特別給付金支給事業の経費に充当するため、保有する有価証券を売却したことが主な要因です。

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常費用	7,641	10,055	2,271	15,208	4,790
経常収益	1,939	1,284	973	592	565
当期総利益	510	251	140	43	3
資産	37,024	26,977	25,389	10,393	5,677
負債	14,566	5,330	3,691	8,681	4,446
利益剰余金(又は繰越欠損金)	943	481	621	664	667
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,493	9,537	1,428	14,612	4,615
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,210	9,896	14,684	3,450	3,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	16	19	19	2	-
資金期末残高	87	428	13,666	2,503	1,602

- () 平成19年度から特別記念事業が開始されたため平成19、20年度と経常費用は増加したが、平成20年度に申請受付が終了したことにより平成21年度は減少している。
- () 平成21年度は、譲渡性預金の償還日が平成22年3月31日のため資金期末残高は増加している。
- () 平成22年度から特別給付金支給事業が開始されたため経常費用は増加している。
- () 平成23年度は、特別給付金支給事業が進捗したことにより、経常費用、資産及び負債が減少している。

(2)セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

平成23年度の事業損益は3百万円と、前年度比4千万円減(92.79%減)となっています。

これは、運営費交付金の収益化がなくなったことが主な要因です。

表 事業損益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

					-
区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般勘定	514	252	142	43	3
労苦継承事業	54	213	105	42	-
書状等贈呈事業	228	0	30	0	-
特別記念事業	18	•	•	-	-
特別給付金支給事業	1	1	ı	-	-
法人共通	251	38	7	1	3

- () 平成19年度は中期目標期間の最終年度であるため、運営費交付金債務を全て収益化した。
- () 平成20年度の労苦継承事業は委託費の削減等により損益が改善した。
- () 平成20年度の書状等贈呈事業は、平成19年度に申請受付が終了したことにより事業が縮小した。
- () 平成21年度の労苦継承事業及び書状等贈呈事業には、事務・事業引継準備経費を建物の使用面積の割合で配分して計上している。
- () 平成22年9月30日において、特別給付金支給事業以外の事業を行わないこととなった。

(3) セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

平成23年度末の総資産は56億7千7百万円と、前年度比47億1千6百万円減(45.38%減)となっています。

これは、特別準備金を取り崩して特別給付金支給事業の資金に充当したことが、主な要因です。

表 総資産の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般勘定	37,024	26,977	25,389	10,393	5,677
労苦継承事業	57	142	230	216	-
書状等贈呈事業	40	32	47	35	-
特別記念事業	14,451	5,203	3,495	-	-
特別給付金支給事業	-	1	1	9,509	4,789
法人共通	22,476	21,600	21,618	633	888

- () 平成19年度から特別記念事業が開始された。
- () 平成22年度から特別給付金支給事業が開始された。
- () 平成22年9月30日において特別給付金支給事業以外の事業は行わないこととなった。
- (4) 目的積立金の申請、取崩内容等 該当ありません。

(5) 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由)

平成23年度の行政サービス実施コストは42億3千6百万円と、前年度比108億1千7百万円減(71.86%減)となっています。これは、平成22年度より始まった特別給付金の請求件数が減少したことにより平成23年度の業務経費が減少したことが主な要因です。

表 行政実施コストの経年比較

					(<u>+\frac{1}{2}</u> , \frac{1}{2}]
区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
業務費用	6,951	9,537	1,872	15,082	4,228
うち損益計算上の費用	7,645	10,055	2,272	15,373	4,790
うち自己収入等	694	517	400	291	562
損益外減損損失相当額	41	1	1	1	-
引当外賞与見積額	1	1	1	1	3
引当外退職給付増加見積額	10	7	9	9	9
機会費用	255	268	279	126	1
(控除)法人税等及び国庫納付金	-	-	-	165	-
行政サービス実施コスト	7,258	9,811	2,161	15,053	4,236

2 施設等投資の状況 該当ありません。

3 予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	19 [£]	丰度	20年度		21年度		22年度		23年度		
<u> </u>	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	11,255	7,792	11,052	10,290	4,575	2,537	17,626	15,470	5,572	5,599	
運営費交付金	849	849	750	750	698	698	354	354	-	-	
運用収入	560	558	495	474	407	386	153	137	2	2	
臨時収入	9,846	6,384	9,807	9,066	3,470	1,453	17,118	14,979	5,571	5,595	有価証券の売却収 入等が見込みを上 回ったこと等によ る増
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の収入	-	1	-	0	•	•	-	•	•	1	余裕金の運用収入
支 出	11,255	7,757	11,051	10,033	4,575	2,258	17,626	15,336	5,572	5,599	
慰藉事業費	10,871	7,395	10,726	9,753	4,255	1,999	17,469	15,220	4,801	4,788	特別給付金支給事 業に係る経費が見 込を下回ったこと による減
一般管理費	157	135	98	72	95	66	46	36	-	-	
人件費	227	227	227	208	225	193	111	80	-	-	
翌年度への繰越金	-	-	-	-		-	-		771	811	有価証券の売却収 入等が見込みを上 回ったこと等によ る増

4 経費削減及び効率化目標との関係

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成23年度もこれに準じて削減を行いました。平成23年度人件費は、非常勤であった役員の常勤化等の影響により平成22年度決算額に対し約6百万円の増が見込まれましたが、超過勤務の縮減、業務の進捗等に併せた計画的な人事異動等により、決算ベースでの比較では2百万円の削減(平成22年度比 1.1%)を実施しました。

特に、超過勤務の縮減については、平成22年度に比べ 3,599千円(47.6%)の大幅な削減を 実施しています。

なお、17事業年度(197百万円)と比べると約51百万円、約26%の削減を実施しました。

(単位:百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	金額	比率	金額	比率
人件費	147	100%	145	98.9%

(注)人件費の範囲は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する費用のみである。

事業の説明

1 財源構造

基金の経常収益は565,068千円で、その内訳は、運用収入1,795千円、財務収益560,477千円等となっています。

このほか、臨時利益として特別給付金支給事業に係る収入益(特別準備金戻入益) 4,228,288千円となっています。

2 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

特別給付金支給事業

特別給付金の支給

特別給付金の支給事務は、昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者(平成22年6月16日において日本国籍を有する者)の請求に対し、一時金たる特別給付金を支給するものです。請求受付期間は、平成22年10月25日から平成24年3月31日までの期間とされています。

平成23年度における特別給付金の処理実績は、請求受付件数7,055件、認定件数12,038件となっています。

これにより、平成24年3月末までの受付累計件数は69,032件であり、認定累計件数は68,106件となっています。

特別給付金支給事業実施の周知

対象者への周知の徹底を図るため、平成23年度においては、地方公共団体等に対し広報誌等への掲載を依頼しました。また、雑誌広告、ポスターの配布、基金ホームページへ掲出したほか、報道機関に報道発表資料を配布し、NHKテレビ、ラジオのニュース番組で放送されました。さらに、政府広報(新聞突出し(71紙) FMラジオCM) 総務省広報誌への掲載等も実施し、様々な広報を展開しました。

標準審査期間の設定

標準審査期間を、「特別給付金請求のご案内」を受けて請求してきた者については 1 か月、それ以外の者については 3 か月としています。

標準審査期間を1か月とするもの

平成23年度における受付件数は、2,139件であり、そのうち、2,086件について1か月以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、97.5%となっています。

・ 標準審査期間を3か月とするもの

平成23年度における受付件数は4,916件であり、そのうち、4,526件について3か月以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、92.1%となっています。

申請者への通知

平成23年度においては、「認定通知書」を14,544人に、「却下通知書」を386人に対して送付しました。通知書は、認定後1週間で発送しています。

なお、特別給付金支給事業の財源は、特別準備金(平成23年度4,228,288千円) と財務収益(平成23年度559,128千円)となっています。